【請求項】を発明の開示部分へ切り貼りした特許明細書

日本特許明細書は、なぜグローバル化の対極の位置にある文書になっているのか、という疑問を解くためには米国の特許と比較することが手取り早い。

「米国特許明細書」で、発明の概要 (Summary of the Invention) にあたる「課題を解決する手段」というセクションがある。<u>この部分での説明も【請求項】の複製で済まされている「日本特許明細書」</u>が散見することには驚きである。

特許権を請求した、あるいは特許権利を獲得した発明技術がどのようなものなのか、誰にでも分かるように簡潔に明快に説明しなければならない場所が<u>請求項の文章と同じである</u>。これは論理の流れからいって、ありえないことである。

発明の背景と概要と詳細説明と請求項から成り立つ特許明細書は 【請求項】をサポートするものになっていなければならないと、<u>米</u> 国特許法では明確に規定されている。【請求項】と同じ文章を載せ るなら、わざわざこのようなセクションを設ける必要はない。

以下の資料は【請求項】を「課題を解決する手段」へ切り貼りした特許明細書である。その切り貼り文章を「日・日翻訳」したサンプル出ある。

- ・ 原文は一文となっているが解読が難しくフレーズごとに分割 している。それでも理解が難しい。「課題を解決するための 手段」は普通の技術文章で分かりやすく書かれるべきである。
- ・ サンプルのように「日→日翻訳」した一般文章であれば発明 者は、楽に書け、理解もしやすいと思う。
- ・ 原文は明細書と【請求項】の整合性を取るために手っ取り早く【請求項】の文章を、そのまま明細書へ貼り付けたと想定できる。明らかに手抜きと思われる。

【課題を解決するための手段】

前記目的を達成するための

本発明のブレード部材の取付機構は、

所定の厚みを有するブレード部材を支持する支持部材と、

この支持部材を所定位置に固定する取付部材を

備え、

画像形成に用いられる像担持体に

前記ブレード部材のエッジ部を当接させる

ブレード部材の取付機構において、

前記ブレード部材に形成した複数のエッジ部から

任意の1つのエッジ部を選択して

前記像担持体に当接させる構成としたことを特徴とする。

このような構成により、

ブレード部材の一端が摩耗, 損傷している場合、

ブレード部材における未使用のエッジ部を

像担持体に当接させることで、

ブレード部材の再利用効率を向上させることができる。

また本発明のブレード部材の取付機構は、

前記ブレード部材先端の両側をエッジ部とし、

前記支持部材を反転させて所定位置に固定した場合に、

像担持体に対する前記ブレード部材のエッジ部の当接位置が、

反転前における前記ブレード部材のエッジ部の当接位置と

略同一になるように構成したことを特徴とする。

【課題を解決するための手段(発明の概要)】

前記の課題を解決するために、

本発明は

感光体ドラムの表面上に残るトナーを掻き落とすための刃 (ブレード) を 取り付ける装置 (デバイス) を

提供する。

このブレード取り付け装置は

使用上必要な厚みを有したブレードを固定するための支持部と その支持部を定められた位置に固定するための取り付け部を 有する。

この支持部 (ユニット) と取り付け部 (ユニット) は

ブレードの先端に設けられた上下の刃先 (エッジ) のどちらか1つが 感光体ドラムの表面に、定められた距離を保って接触するように 後述する清掃用カートリッジ部に

取り付けられている。

このブレード取り付け装置において、このブレードは ブレードを固定している支持部から

保守要員の手で、容易に取り外すことが可能であり、

取り外したブレードの表と裏を反転させて

再度、容易に、支持部に固定することができる。

このように、まだ使用されていない刃先を利用することにより、

消耗部品である1枚のブレードを2度使用できることになり、

資源の有効活用の度合いを向上させることが可能になる。

さらに、ブレードを取り外し、表裏を反転させて再度装着する作業は、 支持部と取り付け部を脱着、あるいは動かすことなく行えるため、

再度装着されたブレードの刃先と感光体ドラムの表面の距離は 取り替える前の刃先とほぼ同一となる。